

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、割賦販売法に係る冠婚葬祭互助会事業の健全な発展及び一般消費者の権利保護の促進を図り、もって経済の健全な発展と国民の消費生活の改善合理化、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 冠婚葬祭互助会事業に関する調査及び研究
- (2) 冠婚葬祭互助会事業の合理化に関する指導
- (3) 冠婚葬祭互助会事業に関する苦情の解決のための仲介・斡旋
- (4) 冠婚葬祭互助会事業に従事する者に対する指導及び教育
- (5) 冠婚葬祭互助会に従事する者の登録
- (6) 冠婚葬祭互助会事業に関する行政施策の実施に対する協力
- (7) 冠婚葬祭互助会に加入している者の権利の保護を図るための事業
- (8) 冠婚葬祭に係る社会福祉事業の推進に関する協力
- (9) 冠婚葬祭互助会事業に関する広報活動
- (10) 冠婚葬祭儀式文化の保存、継承に関する活動
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の正会員、準会員、及び賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、冠婚葬祭互助会事業を行う者であつて、割賦販売法に基づく前払式特定取引の許可を受けた者とする。
 - (2) 準会員は、正会員の要件は満たさないが、正会員と資本取引等を通じ支配従属関係のある者とする。
 - (3) 賛助会員は、前2号に該当しないもので、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- 3 正会員以外の会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を督促後なお1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、破産又は解散したとき。

(会員の地位喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定により会員としての地位を失ったときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその会員としての地位を失ったとしても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処理
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、この法人の他の正会員1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものと見なす。

(書面による議決権の行使)

第20条 正会員は、書面により議決権の行使をすることができる。この場合においては、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の前日までに当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した構成員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以上45名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、5名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任及び選定)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める報酬額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが

できる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員の損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の規定に基づく理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間ににおいて、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の契約を締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表明したときは、その提案を可決する旨の理

事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(長期借入金)

第39条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入予算額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(剩余金分配の制限)

第43条 この法人は、剩余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則（平成24年7月17日）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年6月3日）から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は杉山雄吉郎、会計監査人は三田村典昭とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成25年8月8日）

この改正定款は、総会の議決があった日（平成25年8月8日）から適用する。